

議案第 8 号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成 12 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

第 8 期介護保険事業計画期間に向けて介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料額を改定するとともに、税制改正に伴い同令に定める保険料率の算定基準の特例が設けられたこと及び合計所得金額の算出方法が改められたことを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,000円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項,<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,320円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>48,960円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>63,360円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項において同じ。</u>)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(同号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 75,000

ロ

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 81,000

ロ

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

イ 要保護者(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(同号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 72,000

ロ

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 77,760

ロ

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 87,000
円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 93,00
0 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 99,00
0 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 105,0
00 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満であ

(9) 次のいずれかに該当する者 83,520
円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 89,28
0 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 95,04
0 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 100,8
00 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満であ

る者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 111,000円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 117,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,000円」とあるのは、「27,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,000円」とあるのは、「42,000円」と読

る者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 106,560円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 112,320円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,280円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,280円」とあるのは、「25,920円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,280円」とあるのは、「40,320円」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例)

第 11 条 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 14 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第 12 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の

付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例)

第 11 条 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 14 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。))により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)

令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア,第11号ア,第12号ア,第13号ア及び第14号に係る部分に限る。)の規定の適用については,同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは,「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については,同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には,零とする。)によるものとし,租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は,令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において,同項中「令和2年」とあるのは,「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は,令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において,同項中「令和2年」とあるのは,「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は,令和3年4月1日から施行する。ただし,付則第11条第1項第1号の改正規定は,公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は,令和3年度以後の年度分の保険料について適用し,令和2年度以前の年度分の保険料については,なお従前の例による。